

環境産業コーディネーターの派遣

民間企業の環境部門や技術開発部門等での実務経験を有する環境産業コーディネーターが、事業者を訪問し、廃棄物の 3R、再生可能エネルギー、省エネルギーに関する取組を支援します。

■支援内容

- 1 廃棄物の 3R・再エネの利用・省エネの推進等に関する企業の課題やニーズを伺い、その改善や課題解決に向けて必要な助言、情報提供を行います。
- 2 企業・行政・研究機関等における情報や技術、ニーズ等の橋渡しを行い、廃棄物の 3R・再エネの利用・省エネの推進等の課題に取り組む活動を支援します。
- 3 複数の事業者が連携することで 3R・再エネの利用・省エネの推進等の課題を解決できるように、その連携活動の立ち上げ支援や、課題解決への活動を支援します。

■費用 無料

お問い合わせ・相談窓口

再エネ・省エネに関すること

宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁 13 階）

・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

廃棄物の 3R に関すること

宮城県環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班（宮城県庁 13 階）

・電話 022-211-3207 ・メール junkanj@pref.miyagi.lg.jp

みやぎ産業廃棄物3R等推進事業(設備整備)

産業廃棄物の 3R や再生資源の利活用等に取り組む事業者に対し、必要な設備等の整備に要する経費の一部を補助します。

■対象者

県内に事業所を置く法人その他の団体、個人事業者

■対象事業

産業廃棄物の ①発生抑制、②再使用、③再資源化、④再生資源の利活用、⑤排出抑制のための設備等の整備

■補助内容、補助率等

事業区分	内容	補助率	補助限度額
一般枠	下記枠以外の事業	1/2 以内	2,000 万円
重点枠※	将来、課題となりうるものとして知事が指定する産業廃棄物の 3R 等に取り組む事業	2/3 以内	3,000 万円
動静脈連携枠	産業廃棄物等を製品原料として再資源化や再利用することを目的とし、2社以上が連携して実施する取組	1/2 以内	4,000 万円
未来法枠	地域経済牽引事業計画に位置づけられた事業	1/3 以内	5,000 万円

※重点枠: ①将来の大量廃棄が予想される産業廃棄物の3R等（廃太陽光パネル等）
 ②処理が課題となっている産業廃棄物の3R等（廃プラスチック等）
 ③情報通信等の先端技術を活用した3R等（AIやIoT導入による分別の高度化等）
 ④食品ロスの発生を抑制する取組

令和7年度から、全ての枠で事業期間を2年以内とします(契約・支払等は各年度に実施)。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班（宮城県庁 13 階）

・電話 022-211-3207 ・メール junkanji@pref.miyagi.lg.jp

・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/3r-suishin-r7.html>

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業(設備整備事業-省エネ)

県内の事業所に省エネルギー設備を導入する事業者に対して、設備導入に要する経費の一部を補助します。

■補助金の交付対象となる事業

県内事業者が行う以下の事業(下表の内容以外にも詳細な要件等がありますので、ホームページを必ずご確認ください。)

区分	内容
脱炭素化枠	県内の民生業務用建築物におけるZEBの実現又はSBTの達成に必要な省エネ設備等の導入であること。
大規模削減枠	年間 100 トン以上の二酸化炭素排出削減に資する省エネ設備等の導入であること。
診断枠	事業実施年度の前 4 年度に受けた省エネルギー診断の結果に基づき実施される省エネ設備等の導入であること。
EMS枠	省エネ設備及び EMS を導入し、補助対象事業所及び導入設備におけるエネルギー使用量の可視化及び集計ができること。
県産枠	以下の省エネ設備等の導入であること。 ・『『新商品』特定随意契約制度』における認定商品として認定されたことがある設備、「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品である設備、「みやぎ優れ MONO」として認定されたことがある設備 ・「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」等を活用して開発し、製品化されている省エネルギー設備かつ上市している設備等
一般枠	上記以外の事業
断熱改修等枠	上記の空調設備の導入に併せて行う、当該設備のエネルギー使用量の削減効果を高めるための断熱改修等

■補助率等

補助率: 1/3～1/2 以内、補助限度額: 500～2,000 万円

※詳細はホームページでご確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r6miyagico2.html>

お問い合わせ・相談窓口

宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班 (宮城県庁 13 階)

・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業(設備整備事業-再エネ)

県内の事業所に再生可能エネルギー等設備を導入する事業者に対して、設備導入にかかる費用の一部を補助します。

■補助対象設備の種類・規模要件

県内の事業所に設置される、以下の再生可能エネルギー等設備

種類	規模要件
①太陽光発電	・1地点当たりの出力 10kW 以上。ただし、同時に施行する1件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が 10kW 以上で、かつ、1地点当たりの平均出力が4kW 以上 ・過積載する場合は、原則として、過積載率が 140%を超える太陽光発電設備等は補助対象外とする。
②風力発電	・1地点当たりの出力 10kW 以上 20kW 未満
③バイオマス発電	・発電出力5kW 以上 1,000kW 未満 ・地域で発生したバイオマスの依存率 60%以上
④水力発電	・発電出力 1,000kW 以下(システムの定格出力で kW 単位の小数切捨)
⑤地熱発電	・バイナリーサイクル発電方式に限る。
⑥太陽熱利用	・集熱器総面積 10 m ² 以上
⑦温度差エネルギー利用	・熱供給能力 0.1GJ/h(0.02Gcal/h) 以上・温度差エネルギー依存率 40%以上
⑧バイオマス熱利用	・バイオマスから得られ、利用される熱量 0.2GJ/h(0.047Gcal/h) 以上 ・地域で発生したバイオマスの依存率 60%以上
⑨雪氷熱利用	・冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備
⑩地中熱利用	・暖気・冷気、温水・冷水又は不凍液の流量を調節する機能を有する設備 ・ヒートポンプを設置する場合は冷却能力又は加熱能力が 10kW 以上
⑪ガスコージェネレーション	・発電能力 5kW 以上
⑫燃料電池	・発電出力 3kW 以上
①～⑤の対象システムと併せて導入する蓄電池	・容易に取り外すことができない状態で固定され、導入システムから供給される電力を蓄電し、導入する再エネ発電設備の出力の同等以下の設備
①と併せて導入するBEV、PHEV及びV2H	・国が実施する「グリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において、補助対象一覧に掲載されている電気自動車(BEV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、V2H充放電設備に限る。 ・BEV及びPHEVは、導入する車両の法定耐用年数を超過していないものに限る。

■補助率等

補助率: 太陽光発電(一般枠)5 万円/kW、1/3～1/2 以内 補助限度額: 1,000 万円～2,000 万円

※詳細はホームページでご確認ください。 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r7miyagico2.html>

お問い合わせ・相談窓口

宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班(宮城県庁 13 階)

・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入支援事業

県内事業所の屋根や敷地等に自家消費型大規模太陽光発電設備等を導入する事業者に対して、設備導入にかかる費用の一部を補助します。

■対象者

県内に事業所を置く法人その他団体

■補助対象事業

県内事業所が次に掲げる手法により自家消費型太陽光発電設備(出力 400kW を上回るもの)の導入を行う事業(売電を目的とした事業は対象外)

- (1) 自己所有
- (2) PPA
- (3) ファイナンス・リース

■補助対象経費

工事費、設備費、業務費、事務費

■補助額

- ・ 先導枠(水上設置※): (1)と(2)の合計額
 - (1)出力 1kW 当たり 5 万円
 - (2)自営線の設置に要する経費の 2/3 以内(上限 2,000 万円)
- ※調整池・ため池等の水上に設置するもの
- ・ 通常枠: 出力 1kW 当たり 5 万円(上限 1 億円)

お問い合わせ・相談窓口

宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班 (宮城県庁 13 階)

・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

事業用太陽光発電設備等共同購入事業

太陽光発電設備等の購入希望者を募り、スケールメリットを活かすことで、市場価格よりも安価に設備を購入できます。

■対象者

県内に事業所等を有する事業者等

■対象設備

太陽光発電設備(10キロワット以上)

※ オプションとして蓄電池等も併せて購入できます。

■参加のメリット



登録から工事完了まで、購入希望者を事務局がサポートします



スケールメリットにより、費用低減が見込めます



厳選された販売施工事業者が工事を行います

■募集期間

令和7年度事業は、令和7年秋頃に開始予定

※ ホームページ(下記 QR コード)から、キャンペーン開始時のリマインドメールの送信登録ができます。

■参加登録の方法



↑ウェブ登録

はこちらから！



※ 本事業は、県と仙台市がアイチューザー株式会社(東京都渋谷区)と協定を結び、市町村と広報に係る連携を図りながら実施するものです。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班(宮城県庁 13 階)

・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

太陽光発電を活用した先進的モデル等導入促進事業

法人その他団体等が、先進的な太陽光発電設備等の導入に要する経費の一部を補助します。

■対象者

法人その他の団体（地方自治体、国立大学法人、独立行政法人、地方3公社等を除く。）または県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者

■補助対象経費

事業の実施に直接必要な機械装置等の設計費、設備費、工事費又はその他経費

■補助対象事業

宮城県内で、新たな技術、既存技術の組み合わせ、又は新たな手法等により太陽光発電設備の導入（自己所有、PPA又はファイナンス・リース）を行う事業

（例）

- ①太陽光発電設備に関する新規技術（ペロブスカイト太陽電池、縦置き太陽光パネル、ソーラーカーポート、太陽光電池搭載車両、窓・壁等を活用した太陽光発電設備等）
- ②太陽光発電設備に関する既存技術の組み合わせ（太陽光発電設備とEVカーシェアリング、EV車両、充電設備、リユース蓄電池、太陽熱・未利用熱等利用設備等との組み合わせ）
- ③太陽光発電設備の活用手法（集合住宅（賃貸又は分譲）、テナント（賃貸）施設、区分所有施設、農地、ため池、耕作放棄地等の未利用地における太陽光発電設備の導入、リユース太陽光パネル等）
- ④その他、新規性のある事業

■補助率等

1/2（上限 2,000 万円）

※交付決定実績等、詳細は以下ホームページからご確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/pv-newmodel.html>

お問い合わせ・相談窓口

宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁 13 階）

・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp